

# 和光市建設工事成績評定結果通知公表実施要領

(目的)

第1条 この要領は、和光市建設工事成績評定実施要領第7条の規定に基づき、和光市が発注する請負工事の工事成績評定結果を受注者に通知するとともに公表するにあたり、必要な事項を定めることを目的とする。

(対象工事)

第2条 工事成績評定の通知、公表を行う対象工事は、和光市工事検査規則第6条第1項第1号の財政課が検査を執行する工事とする。

(評点等の通知)

第3条 工事主管部長は、評定者から建設工事成績報告書又は工事成績採点表により通知がなされた後、当該工事の受注者に評定点を速やかに様式第1号により通知するものとする。

(説明請求)

第4条 第3条の通知を受けた者は、通知を受けた日から起算して14日(「休日」を含む。)以内に様式第2号により評定点について説明を求められることができるものとする。

(説明請求の提出)

第5条 第4条の書面の提出先は、工事主管課長とする。

(説明請求に対する回答)

第6条 工事主管課長は、評定点の通知を受けた受注者から評定点についての説明を求められた場合、速やかに様式第3号により回答するものとする。

2 工事主管課長は、前項の回答をする場合、工事成績評定会議の開催を工事成績評定会議の会長に依頼し、その結果を回答するものとする。

(評点の修正)

第7条 発注者は、第6条第2項により検討した結果、当該評定を修正する必要があると認められた場合には、建設工事成績報告書又は工事成績採点表の修正を行うものとする。

2 工事主管課長は、前項による修正を行ったときは、市長に修正した建設工事成績報告書又は工事成績採点表により報告する。

3 発注者は、第1項による修正を行ったときは、遅滞なくその結果を別記様式第4号により受注者へ通知する。

(評定結果等の公表)

第8条 発注者は、様式第1号により工事成績の評定結果を通知した後、その写しを速やかに公表するものとする。

2 発注者は、説明の申立者に回答を行ったときは、申立者の提出した書面(様式第2号)及び回答を行った書面(様式第3号)の写しを速やかに公表するものとする。

(評定結果等の公表の場所、期間)

第9条 工事成績の評定結果の通知(様式第1号)、説明の申立をした者の提出した書面(様式第2号)及び回答を行った書面(様式第3号)の公表の場所は、和光市行政資料コーナーにおいて閲覧に供するものとする。

- 2 公表については、自由閲覧方式とし、閲覧者の氏名等の記載は要しないものとする。
- 3 公表の期間は、完成検査日の属する年度とその翌年度とする。
- 4 閲覧に供した資料の内容に関する問い合わせには応じないものとする。

#### 附 則

- 1 この要領は、平成20年6月16日から施行する。
- 2 この要領は、平成20年6月16日以後に契約を締結した工事から適用する。
- 3 この要領は、平成24年8月1日から施行する。